

市第10号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年6月5日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（供用期間等）

第6条の2 公園又はその一部の供用期間、開場時間その他のその供用について必要な事項は、規則で定める。

第7条第5項を削る。

別表第2の2中

「岡野公園（プール及び子供用プールを除く。）」を

「岡野公園」に、

「岡野公園（プール及び子供用プールに限る。）

境之谷公園（こどもログハウスに限る。）」を

「境之谷公園（こどもログハウスに限る。）

本牧臨海公園及び本牧市民公園（体験学習施設を除く。）」に、

「長浜野口記念公園（集会施設に限る。）」を

「長浜野口記念公園（集会施設に限る。）

岸根公園」に、

「玄海田公園」を

「玄海田公園

新治里山公園」に、

「霧が丘公園（こどもログハウスに限る。）」を

「霧が丘公園（こどもログハウスに限る。）

谷本公園

」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第6条の次に1条を加える改正規定及び第7条第5項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

本牧臨海公園等について指定管理者に管理を行わせる等のため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。